

(仮称) 吹田市名誉市民条例の骨子案

1 趣旨

本市にゆかりのある方が、ノーベル賞を受賞するなどの快挙を成し遂げ、市民から吹田の誇りとして深く尊敬される存在となった場合に、その功績と栄誉を永くたたえることを目的として、吹田市名誉市民の称号を贈るため、これを新設するものです。

2 手続

名誉市民の称号は、議会の同意を得て贈るものとします。

3 施行予定年月日

令和2年(2020年)7月1日